

ふかつ交流館だより

発行：深津交流館

住所：福山市東深津町六丁目7-1

電話：925-4263

メール：fukatsu-krk@city.fukuyama.hiroshima.jp



QRを読み込むと
ふかつ交流館だ
よりがカラーで
ご覧になります。

6月



高齢者のつどい ふれあい七夕まつり

とき 7月 4日（土）
10:00～

主催：深津学区福祉を高める会

深津学区まちづくり推進委員会

ところ 深津交流館 大会議室

参加費 無料

対象 学区にお住いの77歳以上の方

申込み 6月27日（土）までに深津交流館
（☎925-4263）へ

内容

- ・アトラクション
- ・笹に飾る短冊への願い事
- ・その他



対象の方はお誘いあわせのうえ、ご参加ください！

交流館利用団体登録の更新手続き受付中 6月30日（火）まで

2026年度も引き続き深津交流館のご利用を希望される方は、利用の更新・変更の手続きが必要です。更新をしないと7月1日以降の予約が取れません。

詳細は、深津交流館（☎925-4263）までお問い合わせください。

盆踊りの練習



とき 7月17日(金)
24日(金) いずれも19:30~

ところ 深津交流館



今年の練習は2回!! 深津交流館でおこないます。
多くの方の参加をお待ちしています。

※園児・児童は保護者同伴で参加してください。
※各自でうちわや飲み物などご持参ください。

2026年
深津学区
ふれあい
夏まつり
8月1日(土)に
開催します!!

フレイル予防の料理教室

主催:福山市食生活改善推進員協議会

健康でいきいき過ごすために、みんなで楽しく食事のポイント
について学んでみませんか?

【とき・内容】

1回目 7月 3日(金) 10:00~

『 知りたい! シニア世代の食育 』

2回目 9月 25日(金) 10:00~

『 楽しく腸活! 』

※食生活改善推進員による講義・参加者による調理実習と試食

【対象者】 おおむね65歳以上の方及びそのご家族（ご家族の年齢は問いません）

【場所】 深津交流館 実習室

【持参物】 エプロン、三角巾（大判のハンカチなど）、ふきん、筆記用具、マスク

【申込み先】 深津交流館（☎925-4263）※締め切りは、実施日の1週間前まで

※参加費は無料です。

※申込みが5人未満の場合は、中止します。その場合は、食生活改善推進員から連絡させていただきます。

※当日、体調不良がある場合の参加はご遠慮ください。



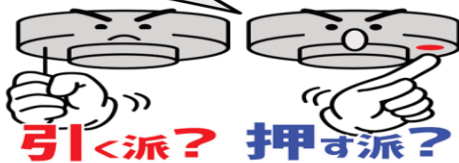
6月は 住宅用火災警報器 点検強化月間



点検方法
あなたは、

命を守るための10秒点検

～あなたの家は大丈夫ですか?～



引く派? 押す派?

設置から10年が経つと、機器の故障や電池切れで正常に作動しないかもしれません!
今すぐ点検をしましょう!

ご不明な点がありましたら
お近くの消防署までご連絡ください。

報告

第58回 ばら花壇コンクール

5月8日に審査があり、「ばらのまちづくり部門」で深津ばら同好会は【努力賞】をいただきました。

それぞれに工夫を凝らし、地域の皆さまに季節の彩と安らぎを感じていただけるよう、心を込めて育てています。

これからも地域に親しまれる花壇づくりを目指して、活動を続けていきます。

主催：深津学区まちづくり推進委員会 ふれあい部会

映画「怪盗グルーのミニオン超変身」鑑賞会



3月26日深津交流館大会議室にて、映画「怪盗グルーミニオン超変身」の鑑賞会を開催しました。小学校の春休み初日ということもあり、たくさんのお子どもたちに来ていただき、会場は笑顔と歓声に包まれました。



深津ばら花壇 深津緑地



水辺町内会 水辺公園



西浜町内会 辻の坂広場



丁分町内会 東部13公園



深津小学校 学校花壇【ばらづくり賞】

2026年4月より 自転車に青切符が適用になりました。



広島県では2026年4月1日の「青切符（反則金制度）」導入から一ヶ月（4月30日時点）で、自転車の交通違反検挙数が**61件**に達しました。特に「ながらスマホ」が**41件**と多く、16歳以上の違反者に対して取締りが強化されています。

自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導警告」をおこないません。ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「悪質・危険な違反」であったときは、取締りをおこないます。指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為※1」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続きへ移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所の一時不停止といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為をおこなったと判断できるものとして定められたもの

反則行為と反則金の一例

12,000円	●携帯電話使用等（保持）
7,000円	●遮断踏切立入り
6,000円	●信号無視 ●安全運転義務違反 ●通行区分違反（逆走・歩道通行等） ●横断歩行者等妨害等
5,000円	●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車制動装置不良 ●傘さし運転
3,000円	●並進禁止違反 ●軽車両積載制限違反（二人乗り等）

